

議案第98号

教育情報利用パソコン、タッチペン及び電源アダプタの取得について(大阪市立西九条小学校ほか417校分)

全児童及び全生徒のICTを活用した学習を支援するため、次の機器を購入する。

- | | | | | |
|---|--------|---|--|---------|
| 1 | 物 | 件 | 教育情報利用パソコン | 25,303台 |
| | | | タッチペン | 7,325本 |
| | | | 電源アダプタ | 200個 |
| 2 | 契約の相手方 | | 東京都江東区豊洲2丁目2番1号豊洲ベイサイドクロス
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 | |
| 3 | 契約金額 | | 1,773,333,210円 | |
| 4 | 納入期限 | | 令和9年3月24日 | |

令和8年5月15日提出

大阪市長 横山英幸

説明

教育情報利用パソコン、タッチペン及び電源アダプタを購入するため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。